

# 熊谷市景観計画

KUMAGAYA LANDSCAPE PLAN

# はじめに



本市は、荒川と利根川の二大河川を代表とする水辺、市街地の外側に広がる変化に富んだ豊かな自然や熊谷駅周辺市街地の都市景観、そして、歓喜院聖天堂や熊谷うちわ祭などの歴史的・文化的遺産など、多様な数多くの景観資源を有しています。

私たちは、これら先人達が永年にわたり守り、つくり、育ててきた市民の共有財産である本市の景観の保全を図り、次世代に継承するとともに、これらを活かしたまちづくりを進めていかなければなりません。

また、平成１６年の景観法の制定を契機に、市民の景観に関する意識も変化しつつあります。

こうしたことから、本市は、総合的・体系的な景観形成の取組みを進めていくため、平成 19 年 10 月に景観法に基づく景観行政団体となり、このたび、「熊谷市景観計画」を策定しました。

今後、この計画に基づいて各種施策を実施してまいりたいと考えております。

また、この計画を実現するためには、市民・事業者・行政等が一体となった協働による景観形成の取組みを進める必要があると考えておりますので、皆様のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました熊谷景観まちづくり塾の皆様をはじめ、本計画についてご審議いただきました熊谷市景観計画策定委員会の委員の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 21 年 3 月

熊谷市長　富岡　清

# ≪目　次≫


## 1章　景観計画の策定について

1. 景観計画策定の背景と目的・・・

## 5章　景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号関係）

1. 景観重要建造物の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
2. 景観重要樹木の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

## 6章　屋外広告物の表示等の制限に関する事項（景観法第8条第2項第4号イ関係）

屋外広告物の表示等の制限に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

## 7章　景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ハ関係）

景観重要公共施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

## 8章　今後の景観形成推進方策

1. 市民・事業者・行政等の協働による推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
2. 景観形成の推進施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

## 資料編

1　策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
2　策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
3　熊谷市景観計画策定委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
4　景観に関するアンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
5　熊谷景観まちづくり塾からの提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47